

岩見沢市子ども・子育て会議  
令和7年度 ヤングケアラーに関する専門部会議事録

日 時 令和7年12月23日（火）午後6時00分  
場 所 いわみざわ健康ひろば

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事
  - 報告事項
  - (1) ヤングケアラーに関するこども家庭センターの取り組みについて
  - 協議事項
  - (1) ヤングケアラーに関する専門部会の今後について
- 4 その他
- 5 閉 会

事務局	1 開会（18:00）
部会長	2 挨拶 今年度より子ども・子育て会議の会長を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。
部会長	3 議事 それでは、議事に移ります。 本日は、報告事項が1件、協議事項が1件あります。 まず、報告事項（1）ヤングケアラーに関するこども家庭センターの取り組みについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、報告事項（1）ヤングケアラーに関するこども家庭センターの取り組みについて、資料1、資料2、参考資料①から③を用いてご説明いたします。 まず、資料1をご覧ください。資料上段左側に記載しております「1 ヤングケアラーに関する専門部会の概要」についてです。 令和2年度から5年間を期間とする第2期岩見沢市子ども・子育てプランでは、児童虐待防止並びにこどもの貧困対策に関する施策が初めて盛り込まれ、それに関連したヤングケアラーへの支援手法等の検討を目的に、令和4年度より本専門部会を設置しており、今回で5回目の開催となります。また、資料右側上段に専門部会設置前の国の動きや市の取り組みについて記載しておりますので、参考までにご覧いただければと思います。 次に、「2 これまでの専門部会の実施状況及び取組状況」についてです。

事務局	<p>令和4年度は2回開催し、ヤングケアラーの印象についての率直な意見交換と支援体制の整備・充実について検討いたしました。委員の皆様からは、「家族支援だということがはっきりした」、「虐待対応件数も増えている状況をみると、家庭相談員の増員を検討すべき」といったご意見をいただきました。市では令和3年6月から開始した市立の小中高等学校を対象とした実態把握調査の実施のほか、こどもに携わる業務の従事者向けの研修会の開催に加え、「岩見沢市特別育児支援ヘルパー事業実施要綱」の一部改正を行い、ヤングケアラー家庭へのヘルパー派遣が可能となるよう制度内容を拡充し、ヤングケアラー支援体制の整備に向けた動きを進めました。なお、特別育児支援ヘルパーの内容につきましては、資料中段右側の緑色の表をご覧ください。家事や育児の支援を行うヘルパーを派遣することで、子育て家庭の負担を減らし、保護者の養育やヤングケアラーの支援、児童の見守りを行う目的で実施することとし、ヘルパーの派遣回数は岩見沢市子育て支援推進会議（要保護児童対策地域協議会）で決定し、1日1回2時間を上限に支援を行います。</p> <p>過去の支援実績としましては、母子家庭の母親が病気とケガのため体が不自由な状態となり、ヤングケアラーとなった中学1年生のこどものいる家庭に対して支援を決定し、ヘルパーを派遣したケースがあります。</p> <p>続いて、令和5年度には「認知度を高めるための周知・啓発」について検討いたしました。委員の皆様からは「ヤングケアラーの概念を知ってもらい、使える制度があることを伝えておくと良い」「研修会などに参加すると感度が上がる」といったご意見をいただきました。市では、ヤングケアラーコーディネーターとして家庭相談員を1名増員し、支援体制の強化を図るとともに、令和5年12月には広報いわみざわの特集記事として、「知ってください ヤングケアラー」と題してヤングケアラーの概念を知ってもらうための記事を掲載いたしました。また、市立小中高等学校に対する実態把握調査と、北海道が光が丘子ども家庭支援センターに配置するヤングケアラーコーディネーター等と連携した関係機関向けの研修会を継続して実施しました。なお、研修会は対象とする関係機関を拡大し、計3回開催して115名に参加いただいております。</p> <p>次に、資料下段の令和6年度についてです。検討事項を「こどもが困っている事を発信できるための取り組み」とし、皆様から「相談支援にうまく誘導していく仕組みが大事」「ケアラー本人が相談する場所を認知していない」といったご意見をいただきました。市では、来所や電話での相談のほか、相談支援に繋がりがやすくする相談ツールの1つとして、令和6年12月よりこども家庭センターweb相談フォームによる相談受付を開始するとともに、広報いわみざわには「こどもがこどもでいられるまちへ ヤングケアラーとその家族を支えます」として家族支援を打ち出し、1ページの特集記事の中で改めてヤングケアラーとは何か、ヤングケアラーだと思った場合の相談先に</p>
-----	--

事務局	<p>ついて掲載いたしました。特集記事については参考資料①としてお手元に配付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。</p> <p>なお、web 相談フォームでは、こども本人からの相談が複数寄せられ、数回、メールでの相談対応を行っております。</p> <p>また、市内の学校への実態把握調査と関係機関向けの研修会を継続して実施しており、研修会については学校教職員、介護専門員及び地域包括支援センター職員を対象に2回開催し、72名に参加いただいております。</p> <p>続きまして、資料2をご覧ください。「1 令和7年度の取組状況について」です。</p> <p>まず、資料右側上段の(1) ヤングケアラー実態把握調査ですが、こちらは資料1でも少し触れましたとおり、令和3年度から市立の小中高等学校を対象に毎年実施しております。</p> <p>令和7年度の調査から、道立の高等学校も対象に加え、市内の小学校13校、中学校8校、義務教育学校1校、高等学校全日制3校、定時制1校の合わせて26校に、10月15日から31日の約2週間を調査期間とし、書面回答により調査を実施しました。</p> <p>調査結果としましては、(ア) ヤングケアラーと思われるこどもが「いる」と回答した学校は13校で、何らかのケアをしていて日常や学校生活に支障のある児童・生徒は24件でした。</p> <p>(イ) 把握しているこどもについて、外部の支援につないだケースの問いでは、「要保護児童対策地域協議会(要対協)につないだ」ケースは9件、「要対協につなぐほどではないが、学校以外の外部の支援につないだ」ケースは3件、「外部の支援につないでいない」と回答したケースは12件でした。本調査の対象範囲は令和7年度に対応したケースに限定していないため、過去の事例も含めた件数となっております。なお、令和7年度に学校から要対協につなされた新規のケースはありません。</p> <p>次に(ウ) ケースの状況についてです。年代別の割合では、中学生が46%、小学校高学年が29%、高校生が25%となり中学生が多く、男女別の割合では、男子が21%、女子が79%で、女子が男子の約4倍となっています。また、家族構成別ケース数では、弟や妹のいる世帯が多い結果となりました。</p> <p>続いて、家庭生活で担っているケアの状況では、家族の世話、家事の件数が多く、学校生活における懸案事項では、精神的不安定や身だしなみの乱れ等の生活面が最も多く、次いで欠席・早退・遅刻が多い状況です。今回の調査結果を踏まえ、各学校と連携しながら、個々のケースに応じた支援につなげていくよう、検討しております。</p> <p>次に、資料右側上段をご覧ください。「(2) 児童・生徒向けヤングケアラー講座についてです。昨年度実施しました教職員対象の研修会におけるアンケートで、児童・生徒に向けた周知・啓発が必要というご意見をいただき、</p>
-----	--

事務局	<p>各学校の協力もあり、今年度より実施いたしました。児童・生徒が、ヤングケアラーについての理解を深め、自分や友達の置かれている環境に気づき、困っている事を自ら発信できる力を養うことを目的とし、今年度は小学校3校、義務教育学校1校、高等学校1校の合わせて5校で実施しております。資料右側中段には、受講児童・生徒対象のアンケート結果を記載しておりますが、小学生では半数以上の約57%、中学生と高校生でも約40%がヤングケアラーについて「知らなかった」と回答しています。しかしながら、受講後には「自分も含めて、まわりにヤングケアラーと思われる人はいますか？」の問いには、小中学生で約1割のこどもが「いる」と回答しており、この講座が、ヤングケアラーの理解を深め、自分やお友達の置かれている環境を考えるきっかけとなったことがわかりました。</p> <p>また、お手元に配付しました参考資料②には、講座を受講した教職員からの感想や意見をまとめております。かいつまんで取り上げますと、1つ目に「誰でもなる可能性があるという言葉から、自分事になったと感じています」という児童・生徒の受け止めに関する感想や、上から9番目では『大丈夫?』と聞くと『大丈夫』という返事になる。だから、『困ったことない?』『何かあったらいつでも聞くよ』等の声かけをする、というのが印象に残っています。心がけてこども達に接していきます。」といった教員の視点からの感想のほか、上から2番目では「事例を出した、ワークショップがあると良い」などの意見もありました。</p> <p>また、上から5番目の「学校現場でヤングケアラーに該当するかもと思った時、どういうルートで話をすすめていけば良いか」などの質問につきましては、直接回答し、理解を深めていただけるよう対応しております。</p> <p>続いて、参考資料③をご覧ください。講座では、こちらのチラシを各会場で配布し、相談窓口の周知も併せて行いました。講座はこどもたちにとって、ヤングケアラーについて理解を深める貴重な機会であることから、今後も児童・生徒向け講座の実施を継続していきたいと考えております。</p> <p>次に、資料2に戻っていただきまして、資料右側下段の(3)研修会についてです。保育所や認定こども園が実施する地域子育て支援センターとこども家庭センターが定期的に意見交換等を行う場である「子育て支援センター連絡会」を活用し、地域子育て支援センター職員の計10名を対象に、ヤングケアラーへの正しい知識の習得と早期発見のための研修会を来月開催する予定です。</p> <p>また、(4)その他ですが、市のヤングケアラー支援の中核を担うこども家庭センターの職員のスキルアップを目的として7月28日に開催された北海道教育庁主催の研修会に参加し、知識等の向上を図りました。</p> <p>引き続き、適切なヤングケアラー支援が実施できるよう、こども家庭センターの支援体制の維持・充実に努めてまいりたいと考えております。</p>
-----	--

	報告事項（１）についての説明は以上です。
部会長	ただ今の説明について、ご質問等がありますでしょうか。
D委員	資料２の年齢別割合で中学生が多いのは、どのような原因が考えられるのでしょうか。
事務局	数年前までの調査では小学校高学年の割合が多いという結果が出ております。新たに中学生でケアラーになるのではなく、同じ子どもが小学校高学年から中学生になったのではないかと考えております。
D委員	スライドしているのではないか、ということですね。
事務局	はい。
C委員	何らかのケアをしていて日常や学校生活に支障のある児童・生徒が２４件ということですが、これは全てのケースを把握できているということですか。先生方は、頭の中でこの子はヤングケアラーかもしれないと思いながら回答していると思いますが、２４件であれば無記名であっても全て把握し、何らかの対応に当たることができるのではないのでしょうか。
事務局	学校が把握しているケースが２４件となっております。実態把握調査は、先生方に一人ずつ個別具体的な状況を記載し、ご回答いただいています。学校は氏名について把握されているものと思います。
A助言者	学校に調査票が送付され、児童・生徒の名前は無記名で答えます。設問が「ヤングケアラーと思われる子どもはいますか？」となっているため、教員が情報を集めた上で回答しています。中学校では小学校からケアラーの疑いがあると引き継いでいるケースが一番多いです。２４件とありますが、プライバシーの関係でヤングケアラーかどうか確認できない家庭もあるため、ヤングケアラーと学校が断定できる家庭は少ないかもしれません。
C委員	要対協に繋がっている９件は子ども家庭センターで氏名が把握できているということですが、それ以外は無記名であるがゆえに、実態調査で報告があっても対応に繋がっていないケースがあるかも知れないということですよ。
事務局	要対協の９件は事務局で把握しています。無記名の調査ではありますが、外部に繋いだ件については内容を後日学校に確認をしています。外部に繋いでいない件に関しましては、学校でそれぞれ対応していただいていますので、今よりも心配な状況になった場合や動きがあった場合に状況を把握できるよう協力をお願いしています。
A委員	児童・生徒向けヤングケアラー講座ですが、これまでは学校職員等向けの研修会の開催で、生徒や児童も入っているのは今年からの開催でしょうか。
事務局	はい。令和７年度に初めて児童・生徒向けの講座を行いました。
A委員	今年度の開催は５校とまだ少ないですが、今後はもっと多くの学校に広げたいと考えているのでしょうか。

事務局	市内全校に案内し、実施希望をいただいた学校に対して行いました。今後各学校の希望に沿う形で実施していきたいと考えています。
A委員	講座開催の際、参考資料③のチラシをこどもに対し配布しているということですが、こどもにチラシを見て直接電話してください、という意図で配布されているのでしょうか。
事務局	はい。こどもでもわかるようなチラシを作成いたしました。
C助言者	市には出前講座があるかと思いますが、ヤングケアラーの講座も入っているのでしょうか。学校や町内会では出前講座を利用される場合が多いので、入っていないのであれば、ご検討されたらどうでしょう。
事務局	市民環境部市民連携室が周知している、まちづくり出前講座のテーマ講座一覧にヤングケアラー講座が掲載しているか確認し、掲載していないようであれば追加するよう市民連携室と調整いたします。 今までは、こどもにとって身近な周りの大人、次にこども自身にも知ってもらい、もしかしたら自分がそうかも、友達がそうかもと気づいてもらう点を主眼に置いて進めてきました。今後は市民や地域全体の大人に周知することも検討していきます。ご意見ありがとうございます。
A委員	資料1の令和4年度の特別育児支援ヘルパーについてですが、これは今もこの制度があって、利用されている実績はありますか。
事務局	今年度、ヤングケアラー支援を理由として派遣した実績はありません。
A委員	ということは、他の理由ではあるとのことですね。
事務局	育児困難や虐待リスクの高い家庭に派遣しています。
A委員	令和4年度に新しくヤングケアラー支援にも対応できるようにして、今も対応できる状況だという理解でよろしいですね。
事務局	はい。
部会長	他にご質問等がなければ、次に進みたいと思います。 続いて、協議事項(1)ヤングケアラーに関する専門部会の今後について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、協議事項(1)ヤングケアラーに関する専門部会の今後についてご説明いたします。 資料3をご覧ください。まず、「1 令和8年度の取り組み(案)について」です。 令和7年度の取り組みに引き続き、令和8年度も「こどもが、ヤングケアラーについての理解を深め、自分や友達の置かれている環境に気づき、困っていることを自ら発信できる力を養う。」「日々こどもたちと接してる身近な大人への周知・啓発を行い、早期発見、支援につなげる。」の2点を目的に各種取組を実施したいと考えております。 実施内容については令和7年度と大きな変化はありませんが、(1)ヤングケアラー支援の取組と(2)把握ケースの支援方法の検討です。

事務局	<p>まず、(1) ヤングケアラー支援の取組ですが、①の相談窓口対応として電話、来所、メールでの相談に対応するとともに、光が丘子ども家庭支援センター等の支援機関が記載されたポスターやチラシの掲示や配布、必要に応じて広報いわみざわへの掲載など、引き続き②の周知・啓発を行ってまいります。</p> <p>また、令和3年度から実施する③の実態把握調査を継続して各学校との連携を深め、早期発見・早期支援に努めたいと考えております。</p> <p>⑤の講座・研修会の開催についてですが、今年度より開始した児童・生徒対象の講座は、児童・生徒にとってヤングケアラーを知る貴重な機会であることから、引き続き実施していきたいと考えております。なお、関係機関対象の研修会は、令和7年度に実施した関係機関のほか、新たに看護学生等を対象に加え、開催予定です。</p> <p>次に、(2) 把握されたケースの支援方法の検討についてです。</p> <p>こちらは、これまでと同様になりますが、引き続き要対協を軸として関係機関と連携し、特別育児支援ヘルパーの派遣を検討する等、適切な支援が届くよう検討してまいります。</p> <p>続いて、資料中段の「2 専門部会の今後のあり方について」です。</p> <p>本専門部会は、ヤングケアラーに関する支援手法等の検討を目的に令和4年度に設置し、議論を開始いたしました。</p> <p>これまでの専門部会において、「支援体制の整備・充実」、「認知度を高めるための周知・啓発」、「周囲の大人だけでなく、こども自ら困りごとを発信できる取組」の大きく3つに視点を置き、「ヤングケアラー支援は家族支援」という考え方のもと取組を推進してまいりました。</p> <p>この約4年間で、「支援体制の整備・充実」では、こども家庭センター（母子保健及び児童福祉の一体的機能）の整備やヤングケアラーコーディネーターの配置などを実施し、「認知度を高めるための周知・啓発」として、広報いわみざわの特集記事の掲載や市ホームページによる周知、関係機関対象の研修会の実施を進め、「周囲の大人だけでなく、こども自ら困りごとを発信できる取組」として、児童・生徒向けヤングケアラー講座の実施、こども家庭センターweb 相談フォームにて、ヤングケアラー相談の受付開始等を実施してまいりました。</p> <p>事務局といたしましては、これらの取組を今後も継続・拡充していくことが重要である一方、本専門部会当初の設置目的であるヤングケアラーに関する支援手法の検討については一定の成果を得たと考えております。</p> <p>そのため、令和8年度（次回）の本専門部会の開催をもって、恒常的に審議を行う形での開催は終了することとしたいと考えております。</p> <p>専門部会終了後につきましては、必要に応じてヤングケアラーに関する事業の実施報告のほか、国の動向や市における新たな課題などの審議すべき事</p>
-----	--

事務局	<p>案が生じた場合は、子ども・子育て会議または改めて専門部会を設置のうえ、お諮りすることとしたいと考えております。</p> <p>委員の皆様には、「1 令和8年度の取組（案）について」、「2 専門部会の今後のあり方について」、それぞれご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>資料3についての説明は以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今後について2点、令和8年度の具体的な取り組み内容とその後の専門部会のあり方ですが、これに関しまして、ご意見やご質問はございますでしょうか。</p>
E委員	<p>個人的に、こども向けアドボケイトの講座を勉強中です。その講座で、こどもが家族の支援で困り学校の先生に相談したものの、うまく伝わらなかったため支援に繋がらず、そのこどもが困ってることをオーバードーズという行動で大人に訴えかける事例がありました。</p> <p>また、テレビのヤングケアラー特集で、相談したが支援に繋がらず、相談することをやめてしまい、大事なこども時代を介護で潰してしまった話がありました。</p> <p>そのような話を聞いて、こどもがどういうことを伝えたいのかをキャッチする相談を受ける側のスキルを高めていかないと、せっかく相談してきても、こぼれてしまう子がいるようだったら、こどももその家族も救われなくなってしまうと思いました。</p> <p>関係機関対象の研修会や学校教職員を対象とした研修会の中では相談の結果やどのように進めていくか、支援に繋げていくかに力を入れていただきたいと思っています。</p>
A委員	<p>講座の受講対象は全ての学校ですか。</p>
事務局	<p>令和7年度から学校を対象とした講座の実施を校長会、教頭会を通じて呼びかけています。毎年、講座受講の声掛けは行っていますので、希望いただける学校が増えていくようにこちらとしても働きかけしていきたいと思っています。</p> <p>講座の内容もE委員がおっしゃったような視点も大事にしながら、関係機関や大人向けの研修会も取り組めるように検討していきたいと思っています。</p>
B委員	<p>ヤングケアラーかもしれない子について、それが本当にヤングケアラーなのか、支援に繋ぐべきかを学校で判断するのでしょうか。それとも、何らかの支援を求めている子については一律こども家庭センターに報告することになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。こども家庭センターに報告をお願いしております。</p>
B委員	<p>虐待の対応の場合、支援が必要かもしれない子は、話を聞きに来たときにまとまらない話をする子が多いです。ヤングケアラーの場合もそのような傾</p>

B委員	<p>向がみられます。何を話したいか端的に単語で引っかける自己チェックシートを使って、一定のチェックがついたものは関係機関に繋ぐとか、誰がやっても同じようにスクリーニングできる体制にしておくが良いと思います。</p> <p>ヤングケアラーかどうかを学校で判断する必要はなく、支援はこども家庭センターで考えますというフローを明確にして、先の見通しがわかりやすいシステムを作ってもいいと思っています。</p>
部会長	<p>支援に繋げるスクリーニングですね、そういったところもいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほど、E委員のお話にありました、アドボケイトの考え方や受け手のスキル向上、B委員がおっしゃったようなチェックシートなど、ご意見を踏まえたシステムづくりについて検討していきたいと思っています。</p> <p>ヤングケアラー周知や把握に関する取り組みはこの4年間でできてきたと思います。しかし、私達が一番知って欲しい人には届いてないという課題があります。</p>
C委員	<p>ヤングケアラーは、閉じられた生活空間の中で起こっている難しさがあるので、この4年間でできた成果の共有は必要ではないか思います。</p> <p>また、専門家同士で事例共有ができてくると、こういったやり方をやれて良かったというように、現場にいる人たちが自信を持って関われるのではないかと思います。</p> <p>あともう一つは、先ほどの実態把握調査の中で出ていた、元々は小学生で、その子が中学生になっているのではないかとのケースですが、これはあり得ると思います。その場合、小学生のときの訴え方と中学生のときの訴え方、高校生になったときの訴え方は異なると思います。こういった知見の積み重ねはすごく大事だと思っており、小学生で周囲に大変だって言ったときにうまく関われないと、中学生や高校生になったときには、「言ってもしょうがない。もうどうにもならない」と思うてしまうことがあると思います。そうすると、自分の将来について希望が持てないとか、「私がどうにかしなきゃ」と考えてしまうのではないかと思います。この変遷を私達が知ることが重要だと思います。</p> <p>私が、ケアラーかなと思う人たちに出会ったときには、「これが普通だと思っていた」と言っていました。自分たちが置かれてる状態がケアラーだと思っていない、無自覚な子が非常に多いので、こどもたちにケアラーはこういった人なんだと伝えていくことも大事です。ただ、「あなたケアラーなんだ。大変だね」で止まりやすいので、こどもたちの「どうせ言ったって、もうどうしようもない」といった無力感にならないような支援が大事になると思います。「どうすればいいの？」を考えなくてはならないので、専門部会がこれで本当に終わっていいのかと思います。</p>
部会長	<p>基本的な全体の流れはいいけども、そこからもっと具体的な、実際に対応</p>

部会長	<p>していくということを考えると、専門部会をやる必要があるのではとのご意見ですね。</p>
D委員	<p>昔は家庭訪問などがありましたが、今は学校もこれ以上踏み込むのは難しいケースも多くあると思います。</p> <p>我々の見方としてはこどもの権利侵害、こどもがこどもらしく生活できていない状況かどうかという尺度はあった方がいいと思います。もし、こどもがこどもらしく生活できていないのであれば、「社会が支援できます」との部分が必要だと思います。</p>
部会長	<p>スクリーニングの話など、具体的な支援のところまではたどり着いていないのではないかとご意見が多いと思いますが、いかがでしょうか。</p>
B委員	<p>ヤングケアラーのご家庭をどう支援しようかという話になると、こどもと親と息長く付き合うしかないです。こどもが年齢によって何をしたいか、どうしたいかは変わってくるでしょうし、その都度、それを聞き取ってあげられる関係が必要です。親もペアレントトレーニングなどをしながら長期的に関わる必要があるので、支援を行うシステムを長期的に担う担当者を決めた方が良くと思います。家族と繋がれる人も含めた支援を、どう組み立てるのかとの話になるのではないかと思います。</p>
A委員	<p>委員から保護者への周知について話がありましたが、周知の方法は広報誌などになりますか。</p>
事務局	<p>はい。集合形式の研修会では参加が難しいのが全市的にみられる傾向でして、保護者を集めた講座の開催は難しいと思いますので、主に広報誌やホームページ、SNSによる周知になると思います。また、先ほどC助言者のご意見にもありましたように、まちづくり出前講座のメニューの中に入れることはできると思います。</p> <p>しかし、本当に知っていただきたい困難を抱えたご家庭には、なかなか届きにくいので、そういったところは引き続き課題であると認識して取り組み方について検討をしていくべきと考えております。</p>
部会長	<p>他にご意見等はありませんか。</p> <p>なければ協議事項について整理したいと思います。</p> <p>1つ目については、令和8年度を取組内容をベースとして、すぐに対応は難しいかもしれませんが、スクリーニングなどの具体的な支援に繋げるフローとシステムの構築を検討していただき、研修の内容等についてもご意見を踏まえて検討していただくということで、大枠はこれでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは承認することとします。</p> <p>2つ目の専門部会の今後のあり方についてですが、委員の皆さんからはもう少し継続した方がいいのではという意見がありました。事務局としてはいかがですか。</p>
事務局	<p>皆さんから、アドボケイトやチェックシートを用いたスクリーニング等、</p>

事務局	<p>様々なご意見をいただきましたので、今後の専門部会のあり方について、まだ検討すべきところがあるのではないかと思います。次回の専門部会までに内部で検討し、またご説明する機会をいただければと思います。</p>
部会長	<p>そうですね。もう1回ありますので、そこで結論を出したいと思います。それでは今後のあり方については継続で審議・協議するというところにしたしたいと思います。</p> <p>皆様から他に情報共有するような内容はありますか。ないようですので、本日の議事は以上で終わります。</p>
事務局	<p>4 その他 令和8年度専門部会の調整</p>
事務局	<p>5 閉会 (19:10)</p>